

# 本宮市地域防災計画の修正の概要

想定される各種災害の多様化、また、本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、市民の命を最優先とした「安全・安心」を確保するため、初動対応の見直しを図るとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に対応するため、原子力災害に対する備えを新たに追加し、庁内の組織改革による計画の見直しを行うため、平成21年2月策定の本宮市地域防災計画を基盤として、国の災害対策基本法及び防災基本計画、原子力災害対策指針、福島県地域防災計画及び関係法令等との整合性を図り、本宮市の地域防災計画を修正する。

## 1. 見直しの経緯

- ◆ 国の災害対策基本法、防災基本計画の修正、消防庁「地域防災計画」、原子力災害対策指針の見直し、及び、東日本大震災を踏まえた災害対策の強化を修正に反映した。さらに、福島県地域防災計画との整合性を図った見直しを行った。

## 2. 構成の見直し

### 【現行】

本宮市地域防災計画

第1編 総則

第2編 一般災害対策編

第3編 震災対策編

第4編 その他の災害・事故対策編

資料編

### 【修正後】

本宮市地域防災計画

第1編 総則

第2編 一般災害対策編

第3編 地震災害対策編

第4編 事故対策編

第5編 原子力災害対策編

第6編 資料編

## 3. 時点修正

- ◆ 平成21年3月以降の法改正（災害対策基本法）、数値変更、組織再編等に伴う修正を行った。

## 4. 計画の主な修正点

### ① 防災対策基本理念【新規：災害対策基本法の改正】

- ◆ 災害対応における6つの基本理念を防災計画に明示し、各防災関係機関は基本理念にのっとり災害対策を実施する責務を有することを規定。

### ② 基本方針【修正：福島県地域防災計画の修正】

- ◆ 福島県地域防災計画の修正に合わせ、地域自立型防災対策の推進、広域連携による災害対応力・災害対策本部活動能力・職員全体の対応能力の強化、平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり、男女双方の視点に配慮した

防災対策、市民運動の展開を基本方針とすることを規定する。

### ③ 市民等の責務【新規：災害対策基本法の改正】

- ◆ 市民は、災害対策の基本理念にのっとり、「自らの身は自らで守る。また、地域の安全は自分たちで守る。」を心がけ、防災意識をもって行動し、過去の災害から得られた教訓を後世に伝承することを明示。

### ④ 災害対応体制

- ◆ 災害対策本部体制の見直し【修正：市独自】  
組織見直し等に係る事前配備体制及び災害対策本部体制の見直し、及び行動計画等の明確化。
- ◆ 災害時重要拠点施設の強化【充実・新規：災害対策基本法の改正】  
災害時重要拠点施設の優先的な耐震化、停電に備えた太陽光パネルや非常用発電装置の設置を推進する。また、庁舎内執務室の家具等の固定や早期機能修復のための耐震環境の整備と、定期的に確認体制を整備する。
- ◆ 災害対応力の向上【充実：市独自】  
全職員が防災対応に必要な知識を身につけ、災害に即応できる人材を育成する。

### ⑤ 情報連絡体制

- ◆ 住民への情報伝達体制の強化【充実：県地域防災計画の見直し】  
防災無線施設の耐震化とデジタル化を推進し、聴取可能範囲の確認に努め、広報車による伝達、行政区、町内会、自主防災組織等による声かけ、緊急速報メール、コミュニティFM放送などのあらゆる手段を用いて避難情報等を、住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、その伝達手段をあらかじめ住民に周知。
- ◆ 住民の情報収集能力の強化【充実：県地域防災計画の見直し】  
住民自ら情報を入手できるように携帯電話やパソコン等の個人情報端末を利用した、インターネットでの情報収集方法を周知する。
- ◆ 被害情報一元化【新規：市独自】  
災害発生に伴う被害状況の集約方法、関係機関団体等への報告、被害程度の判定基準を明記。

### ⑥ 住民避難対策

- ◆ 広域避難への対応【新規：県地域防災計画の見直し】  
市町村間を越える避難を行う場合、また、入院・入所者等を広域避難させる際の受入れ元、受け入れ先について、県及び関係市町村、関係団体、施設との調整によりスムーズに避難できるよう連絡調整を行う。
- ◆ 雪害対策の充実【新規：県地域防災計画の見直し】  
職員の配備体制や情報通信体制の整備を図り、孤立集落の防止や帰宅困難者対策、指定緊急避難場所の拡充を行い、雪害の拡大防止と被災者の救助援護と被害を最小限にとどめる。
- ◆ 要配慮者の定義【修正：災害対策基本法の改正】

「高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者」が「要配慮者」と定義づけられたことにより、現行計画の「災害時要援護者」を「要配慮者」に修正する。

- ◆ 要配慮者への支援充実【充実：県地域防災計画の見直し】  
要配慮者等が安心して避難生活を送ることができ、生活支援が受けられる福祉避難所の指定を定め、受け入れ態勢を構築する。また、在宅者対策に対する支援を行う。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の作成義務【新規：災害対策基本法の改正】  
要配慮者のうち避難行動について支援を有する者（避難行動要支援者）の名簿の作成義務の明示、及び平常時又は災害時に名簿情報を関係者に提供する。
- ◆ 指定緊急避難場所、指定避難所の事前指定【新規：災害対策基本法の改正】  
基準に適合する施設又は場所を、災害毎に指定緊急避難場所（旧一時避難場所）及び指定避難所としてあらかじめ指定することを地域防災計画に明示する。
- ◆ 避難所での男女共同参画の推進【充実：県地域防災計画の見直し】  
避難所において、女性が積極的に運営に参画し、男女共同参画や要配慮者等に配慮した環境を整備する。また、避難生活において女性や高齢者、乳幼児、要配慮者等の特有のニーズを満たす物資を提供する。
- ◆ 屋内退避の規定追加【新規：災害対策基本法の改正】  
屋外を移動して避難することによりさらに危険が及ぶ恐れがある場合は、屋内での退避等安全確保の措置について指示することができるよう明示する。
- ◆ 自主防災組織の設置促進【充実：市独自】  
地域の中で住民同士が連携し、実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取り組みを充実させるため、自主防災組織の設置・育成を促進する。
- ◆ 地区防災計画の作成【新規：災害対策基本法の改正】  
地区内の居住者及び事業者が共同して防災訓練や資機材の備蓄等の防災活動に関する計画を定めることができるよう記載する。
- ◆ 安否情報の提供【新規：災害対策基本法の改正】  
被災者の安否に関する情報についての照会に関する回答について明示する。
- ◆ 被災者台帳の作成【新規：災害対策基本法の改正】  
被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎とした被災者台帳を整備する。

## ⑦ 物資の確保

- ◆ 物資の確保【新規：災害対策基本法の改正】  
災害時応援協定の締結を地域防災計画に明確に位置づけ、自治体間や民間事業者等と連携して物資を調達する。
- ◆ 備蓄物資及び資機材の確保【充実：県地域防災計画の見直し】  
集中備蓄と分散備蓄の併用による備蓄物資の整備を図る。また、県との情報交換により、必要数量や在庫数量の偏りをなくす。

## ⑧ その他の修正等

- ◆ 「危険物施設等災害予防対策」の充実【新規：県地域防災計画に準ずる。】  
市で起こりうる災害として、県地域防災計画に基づき、危険物等災害予防対策に

ついて明記する。

- ◆ 「災害時相互応援協定の締結」の充実【新規：県地域防災計画に準ずる。】  
大規模な災害発生時を想定し、自治体間のみでなく企業・団体等との災害時相互応援協定の締結を促進する。
- ◆ 「緊急仮設住宅」の充実【新規：県地域防災計画に準ずる。】  
生活に必要な仮設住宅の建設、借上げ住宅等の提供及び住宅の応急修理等について明記する。
- ◆ 「火山災害対策編」の移動【修正：県地域防災計画に準ずる。】  
その他の災害・事故対策編から、一般災害対策編に移動修正する。
- ◆ 「特別警報」の位置づけ【新規：気象業務法の改正】  
気象業務法の改正により「特別警報」が設けられたことを踏まえ、気象特別警報は特別警戒配備とし、住民への伝達義務について規定する。
- ◆ 誤字修正【修正】  
誤字、文言、言い回し等の修正を行う。

## 5. 原子力災害対策編の新設

### (1) 総則

#### ◆ 計画の目的

原子力災害対策編を作成すべき市町村に指定されていないが、重点地域からの避難者受け入れと、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条及び本宮市防災会議条例第2条の規定に基づき、本宮市防災会議が定める。

### (2) 基本方針

- ◆ 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他災害対策の基本を定めることにより、原子力災害対策の基本理念に基づく総合的かつ計画的な防災行政の推進を図る。

### (3) 本計画の構成

- ◆ 災害対策については、以下の項目で構成しております。なお、原子力災害対策指針を踏まえ、修正された福島県地域防災計画に準じ、本宮市で想定しうる各種対策を行う。

- |            |
|------------|
| ① 災害予防計画   |
| ② 災害応急対策計画 |
| ③ 災害復旧計画   |

## 6. 本宮市で想定される災害と被害 計画で対象とする災害

本計画では、本宮市において今後発生し、又は影響を受けると想定される「風水害」、「土砂崩れ等」、「その他の自然災害」、「地震」、「事故災害」及び「原子力災害」を対象としています。

